

	分野・事項	パブリック・コメント等を通して得られた主な意見
1	「ビジネスと人権」全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい分野」とされる「ビジネスと人権」に関する共通理解が欠けているためか、既存の政策は、「ビジネスと人権」の施策として不十分なものが多い。 ・「企業の責任」を国家はどのように扱うべきか、議論の整理が必要。 ・「ビジネスと人権」に関して、日本国民の共通の価値観として醸成されていくための教育や社会的仕組みが必要。国際的な人権基準及び「ビジネスと人権」に関する社会全体の理解促進と啓発施策の検討を要請。
2	行動計画の策定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画策定において、ビジネスと人権の分野に関する「負の影響の特定」及び「ギャップの特定」を実施し、政府がどのように対応しているのか、包摂性及び透明性を重視しながら、明確にするよう要請。 ・行動計画に盛り込むべき優先分野の特定にあたって、外部からの意見を踏まえ、透明性の高い議論の場を確保するよう要請。 ・「ビジネスと人権」において企業の役割は大きく、企業の声を策定のプロセスに反映することは重要。 ・現状の政府の進め方では、政府の取組課題との関連性に主眼が置かれていると感じられ、ステークホルダーへの「負の影響」が網羅的に捉えられておらず、今後の策定過程及び策定後の定期的な見直し過程において、「負の影響を受けた人々の視点」について配慮するよう要請。 ・行動計画策定過程において、人種的マイノリティ当事者を審議会の委員として選任し、その意見を反映するよう要請。 ・マルチステークホルダーが参加する企業活力研究所が主催するCSR研究会は、「新時代の『ビジネスと人権』のあり方」に関する調査研究報告書を2019年6月公表に向けて取りまとめている。同報告書の調査結果や提言等を国別行動計画策定のプロセスにおいて活用していただきたい。 ・ドイツの行動計画のように、タイムラインを明確にした行動計画の策定を要請。 ・SDGsや2020年東京オリンピック競技大会との連携を明確にすべき。
3	公共調達(政府調達)プロセスへの「ビジネスと人権」の視点の組み込み	<ul style="list-style-type: none"> ・国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った公共調達のあり方を政策方針として明示するよう要請。 ・公共調達におけるサプライチェーンにおける人権状況をチェックする基準づくりを明記するよう要請。 ・公的資金が使われる事業での人権保護体制と手続きの確保を契約に明示し、実行を監視するよう要請。 ・公共調達における救済措置へのアクセスを担保するよう要請。 ・調達先企業、特に中小企業への支援を拡充するよう要請。 ・公共調達の重要性・専門性に鑑み、大学等において調査研究を促進するとともに、行政職員に対する研修を強化するよう要請。 ・公共工事の品質確保の促進に関する法律や関連指針等の改正を行い、価格以外の評価項目としてESGの取組を取り入れるよう要請。 ・人身取引、強制労働、児童労働を使用した物品及び役務の政府調達を禁止し、契約者に対して、労働環境、苦情処理体制、違反行為への罰則などを含むコンプライアンス計画を策定するように求める法律の制定について行動計画に含めることを要請(同旨多数)。 ・公共調達の要件、審査、契約条件等において、子どもの権利侵害からの保護等の評価を含めるよう要請。 ・東京2020調達コードを、政府調達の基準の中に取り入れることを要請。 ・政府調達における象徴として、宮内庁による調達において、より人権やサステナビリティに配慮したものにするよう要請。

	分野・事項	パブリック・コメント等を通して得られた主な意見
4	開発協力(ODA)・開発金融	<ul style="list-style-type: none"> ・ODA事業等における「ビジネスと人権」の主流化の促進を要請。 ・国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)は、現地住民、市民社会等からの人権に係る意見を精査し、専門家等の助言を入れながら、人権侵害に係る適切な判断を行うよう要請。 ・JICA、JBIC及びNEXI、所管省(外務省、財務省及び経済産業省)において、人権侵害に係る調査・判断を行うためのキャパシティ・ビルディング等が必要。 ・JICAが現地事業会社を通じてプロジェクトを実施するにあたり、人権デュー・ディリジェンスを徹底するよう要請。 ・JICA、JBIC等の開発金融機関による経験・知見を共有し、政府機関の人権デュー・ディリジェンスに活用することを提案。 ・NEXI及びJBICの環境ガイドラン並びにJICAの社会環境配慮ガイドラインにおける指導原則の統合、年金積立金管理運用独立行政法人の資金運用での人権尊重責任の確保、公共調達契約時における調達・流通過程を含めた人権影響評価の導入等の検討。
5	貿易協定等における人権配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易協定(TPP, FTA)の中で人権の尊重を支持する法規を検討するよう要請。
6	国内外におけるサプライチェーン	<ul style="list-style-type: none"> ・業種、業界、分野によってサプライチェーンにおける人権課題は異なることを踏まえ、多種多様な企業活動の人権への負の影響(人権リスク)の予防・低減を行動計画に盛り込むべき。 ・サプライチェーンの中で生み出された付加価値が平等に分配されるべき。 ・経済産業省によるESG/非財務情報に関する対話・開示の手引き(価値協創ガイダンス)において、国外に展開されるビジネスパートナーやサプライチェーンを対象とするものの人権項目の明確化を要請。 ・サプライチェーン上の力関係に端を発する人権侵害防止のための具体的施策を要請。 <p>・各国における大使館・領事館、JICA、JBIC、JETRO等は、途上国等におけるビジネスと人権に関するリスク情報を収集し、日本企業に随時情報提供すると同時に、適切なモニタリングに資する情報提供をする。また、市民社会や民間企業等とのステークホルダー・エンゲージメントを行う(同旨多数)。</p> <p>・「CSR調達」実践のためのガイドやツールの利用、情報共有プラットフォームの構築など、具体的な施策の検討が必要。</p>
7	中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の人権保護には、個々の企業努力だけでは解決できない課題が多い(経営者保証、中小企業の取引条件、税制のあり方等)。 ・大企業だけでなく、ビジネスと人権に関する中小企業・小規模事業者の認識と適応について研究を実施し、その結果を行動計画に反映すべき。 ・企業の責任については、大企業と中小企業の間で異なるものではないが、中小企業独自の問題も存在することを認識する必要がある。 ・人権尊重について大企業に先駆けた取組を行っている中小企業への正しい認識・理解を広げることが、「ビジネスと人権」についての取組を進める上で大切。 <p>・大企業と中小企業間の賃金、労働時間等の処遇の格差について、大企業が是正するよう、大企業間の競争を政府がコントロールするよう要請。</p> <p>・大企業優先・一極集中経済政策から中小企業優先・地域分散経済政策への転換を要請。</p> <p>・大企業間の国際競争をコントロールするため、実効性ある国際ルールを定める多国間条約の締結に向けて、我が国が先駆的に外交を展開することを要請。</p> <p>・各国の労働者の人権が保障・実現されるよう、公正な競争環境を実現していくための国家間の協調関係の構築を要請。</p> <p>・中小企業憲章の国会決議並びに、中小企業省(中小企業担当大臣)の設置を要請。(同旨多数)</p> <p>・「中小企業の日」や「中小企業月間」の設置を要請。</p> <p>・外国人技能実習生の問題など、中小企業において問題が発生していることが多いが、当事者には人権侵害に加担している意識が低いケースも見受けられ、中小企業の当事者意識を高めることが必要。</p> <p>・観光産業において旅行業法に基づく自己点検表や、中小企業庁による意識啓発などに「ビジネスと人権」の内容または項目を追加すべき。</p> <p>・中小企業の取組を後押しする情報整備を要請。</p>

	分野・事項	パブリック・コメント等を通して得られた主な意見
8	<p>人権デュー・ディリジェンスを含む企業が社会的責任を推進するための取組・仕組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本社会・日本企業の共通認識・共通言語となる「ビジネスと人権」に関するガイドラインを策定するよう要請。 ・英国現代奴隷法、米国カリフォルニア州サプライチェーン透明化法、仏デュー・ディリジェンス法、豪現代奴隷法と類似した立法を検討するよう要請。 ・児童労働や強制労働によって作られたリスクの高い製品に対する通商規制を法制化することを検討するよう要請。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・人権デュー・ディリジェンス(国連ビジネスと人権に関する指導原則の原則17-21・人権デュー・ディリジェンスに関するOECDのガイドライン等)に関する理解や意識も極めて低い状況であり、人権デュー・ディリジェンスを優先事項として取り上げるべき。 ・人権デュー・ディリジェンスを日本企業の慣習として推進すること。 ・(紛争影響国を含む)人権侵害のリスクが高い国・地域における事業の調達において、企業に対して適切な人権デュー・ディリジェンスの実施と結果の報告を義務付ける。 ・OECDの人権デュー・ディリジェンス・ガイドライン等を参照したガイドラインの策定、OECDガイドラインに関する企業への啓発活動を要請。 ・上場企業に対し、人権デュー・ディリジェンスの実施を要請するとともに、そのプロセスの開示を奨励する等の施策を要請。 ・業界やセクター別の人権デュー・ディリジェンスに関するイニシアティブを政府が支援するよう要請。 ・企業に対する人権・環境社会に係る注意義務法を制定し、自社、グループ関連会社や調達先/下請け先の企業に対し、注意義務及び報告義務を負わせ、またその報告書を公表すべき。必要に応じて、企業に対し、罰金等の制裁を科す必要。 ・企業に対し、子どもの権利の尊重及びデュー・ディリジェンスを要求する。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・コーポレートガバナンス・コードを改訂し、コーポレートガバナンス報告書に開示が求められる非財務情報の記載を拡充するよう要請。 ・企業が、人権尊重へのコミットメント、事業における労働者の人権遵守、そのための行動、評価、情報開示を求める法律の制定を要請。(同旨多数) ・企業内容等の開示に関する内閣府令第3号様式を改訂し、有価証券報告書における非財務情報の開示を実現するよう要請。 ・グローバル・サプライチェーンでの取組を含めた人権情報の開示の推進を要請(必要に応じて立法による義務化)。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・企業が持続的な価値創造を行っていく上で、ビジネスと人権の文脈において投資家と企業(経営者)との対話の推進を要請。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に対し、商品の優良認定及び税制優遇措置等を含む施策の導入を要請。 ・「商品及びそれに準ずるサービスを提供する法人が、その資本と景況上での程度人材へのコストを回避した雇用姿勢を取っているか」という視点の把握になる物を探索-比較する制度を作り、それに照らして税の増減を行う。
9	<p>救済へのアクセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本企業による国外での人権侵害行為に対する責任の明確化と救済へのアクセスの確保を要請。 ・民事司法制度や法律扶助制度の実効性を確保するよう要請。 ・政府に対し、子どもの権利の尊重・保護のための法的・制度的な枠組みを構築し、権利侵害に対する救済措置を整備・改善し、社会的脆弱層のアクセスを確保することを要請。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・司法以外の救済の可能性として、企業や業界団体との共同による救済メカニズムの開発を検討。 ・企業・業界団体の苦情処理メカニズム構築を政府が支援するよう要請。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD多国籍企業行動指針に係る日本の連絡窓口(NCP: National Contact Point)において、国外の人権侵害被害者のアクセスを容易とし、弁護士等の専門職委員を配置するよう要請。 ・日本NCPの機能強化を要請。 ・当事者等が日本NCPに問題提起をより容易に行えるように、多様な言語に対応できる体制整備、該当国の日本大使館窓口で郵送で問題提起書を受理、NGOや専門家等の支援等による問題提起等を検討。 ・日本NCPの人的・財政的リソースを拡充。 ・実質的に効果のある問題解決/救済ツールとなるよう、日本NCPの役割やプロセス等を再考すると同時に、日本NCPの説明責任、透明性、独立性を向上すべき。 ・当事者が「斡旋」の調停手続に応じない場合は、OECD行動指針の違反の有無についての判断を日本NCPが示すことを提案。 ・初期評価の公開の可能性を検討。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の実施・監督に必要な国内人権機関の設置を要請(同旨多数)。 ・個人通報制度(女子差別撤廃条約選択議定書の早期批准を含む)の導入を要請(同旨多数)。

	分野・事項	パブリック・コメント等を通して得られた主な意見
10	法の下での平等	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的差別禁止法の制定を含むビジネスによる人種差別を防止に取り組むよう要請(同旨多数)。 ・外国人労働者、障害者、LGBT、女性に対する明確な差別禁止法を制定するとともに、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、性的マイノリティに対するハラスメントをなくす法制度を導入するよう要請。 ・女性差別撤廃条約の遅滞なき完全な履行を要請。 ・「紛争鉱物」と女性に対する暴力のつながりの広報及び米のドッド・フランク法のような法律の制定が望ましい。 ・医師の処方による薬(レイプドラッグ)が使用される性暴力撲滅のための効果的な施策が必要。薬品行政に、ジェンダーの視点を導入。 ・「女性専用車」に対する嫌がらせに対する解決策を考えるべき。 ・障害者の権利条約に基づく人権の観点から、障害者差別や隔離の禁止、救済へのアクセスを含む社会への参加、障害者のインクルージョン等について強調すべき。 ・国土交通省が作成した「あんしん賃貸支援事業と外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」や「不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について」に関する通達だけでは、入居差別撤廃の実効性は担保できない。 ・政府に対し、企業が差別的取扱いを行わないよう、入居差別、就職差別、職場でのハラスメント及びヘイトスピーチ等の禁止を含む包括的な差別禁止法の制定を検討するよう要請。 ・企業に対し、レイシャルハラスメントの禁止を明示した就業規則等やレイシャルハラスメントに関するガイドラインの策定や研修の実施、相談体制の整備等を求める。
11	プライバシーの確保/データセキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「プライバシーand/orデータセキュリティの確保」は、政府が未来投資戦略2018で提唱するSociety5.0/データ駆動型社会の実現における最も重要な社会課題の1つであり、日本企業の競争力向上に繋がる政府の取組として積極的かつ戦略的に取り上げる旨要請。 ・企業がネット上の人権侵害やヘイトスピーチの解消に対して相応の責任を果たせるように、ネット上の人権侵害を解消するための法律等を制定するよう要請。 ・インターネット上のヘイトスピーチを撤廃するよう要請。 ・ネット業界から独立した第三者機関などを設置し、ネット上の人権侵害やヘイトスピーチを解消するための取組を促進。 ・個人のプライバシーの権利について考慮すべき。
12	児童の権利の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の子どもの権利を守る取組の着実な履行を要請。 ・企業活動によるいかなる有害な影響からも子どもを守る企業の責任に関して規則、指導やインセンティブを提供するよう政府に要請。 ・広告・マーケティングにおいて、子どもの権利への包括的な配慮に関する規則の導入を要請。 ・ユニセフ等が発表した「子どもの権利とビジネスの原則」や、ユニセフ等がスポーツ庁等と協力し作成した「子どもの権利とスポーツの原則」等に基づき、企業による子どもの権利の尊重・推進を期待。 ・子どもを含む脆弱な立場に置かれやすいグループを特記し、これらのグループに対するビジネスによる配慮と人権尊重を促すとともに、人権尊重の責任を促進する規範やイニシアティブの促進を国別行動計画に盛り込むよう要請。 ・「子どもの権利とビジネス原則」や、国連子どもの権利委員会による一般的意見16について、行動計画において明示的に示すことが重要。また、「子どもの権利とビジネス原則」等を踏まえた対応策や措置を明確に示すことを要請。 ・政府は、企業活動が子どもにもたらしている負の影響について情報を収集し、日本の政策、法律等における措置とのギャップを特定し、それに対する対応策を国別行動計画に盛り込むことを要請。

	分野・事項	パブリック・コメント等を通して得られた主な意見
13	労働	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第105号条約(強制労働廃止条約)や第111号条約(雇用及び職業についての差別待遇に関する条約)等の批准を要請。 ・技能実習生に係る深刻な現状の発生原因を検証し、技能実習制度を早急に廃止すること。2019年4月施行の新制度下での外国人受入にあたり、再発を防止する施策を確立することを要請。 ・国や企業に対し、技術者が差別を受けないよう要請。 <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる形態の児童労働を取り締まることができる包括的かつ厳罰化した法律の制定を要請。 ・ILO第182号条約に則った、最悪の形態の児童労働を撤廃するための国家行動計画の策定を要請。 ・児童労働撤廃のイニシアティブをとる主管部署の設置を要請。 ・児童労働の実態調査の実施及び児童労働が発生した場合の対策策定を要請。
14	消費者(消費者の権利, エシカル消費・製品安全)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の自主的取組, 国や自治体, 消費者団体等による多様な消費者の権利実現のための取組の拡充を要請。 ・消費者の権利について考慮すべき。 ・消費者・個人への人権教育・啓発は, 他のさまざまな教育・啓発(例. エシカル消費や持続可能な消費への教育)と一体化して進めることが必要。 ・エシカル消費の啓発は, 一部の意識の高い人の取組という認識に留まっていたり, 製品安全という基本的価値も, なかなか消費者に伝わっておらず, 生活者個人の意識改革を促す必要がある。エシカル消費の推進策の計画策定を要請。
15	その他の意見募集結果	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の人権を主張する人々によって, 一般国民の人権が侵害されないよう, 今後の進め方に留意ありたい。 ・働き方改革により残業時間等が厳格に規制され, 他国に追い越される懸念がある。「全ての人々の人権を尊重する経営」により, 企業は儲かるのか疑問。 ・「価値協創ガイダンス」, 「コーポレートガバナンス」及び「ステewardシップ・コード」については, 「ビジネスと人権」について関連する用語や文脈をベースラインスタディ報告書に具体的に列挙すべき。 ・強いものがより稼ぐことのできる価値観が横行しており, 価値観の是正が必要。 ・偏差値教育ではなく, 絶対評価で見ることのできる教育が必要。 ・日本人が外国人に比べ不当な差別を受けていると考えている。 ・外国人労働者導入の前に, 国内の非労働人口を活用することを検討する必要がある, 外国人労働者や移民を受け入れる必要はない。 ・ストーカー規制法の抜け穴に対する対策を要請。 ・本件の意見募集期間が30日未満なのは, なぜか?